

提案

日付：2023/01/23

件名：保育料について

1.問題、課題：

私には1歳の子供がいます。保育料については国の方針で決まっていることなので、このような提案があっても対応が難しいのは重々承知の上で提案しています。

現在3歳未満の子供には前年度所得によって保育料が決められていますが、1歳に満たない間に復職した際に前年度フルタイムで勤務していた所得での計算となります。復職後、時短勤務にすると給料は下がり、正規時間勤務にしても保育園のお迎えなどで残業はできません。まだまだ手がかかる時期に出産前と同様に働き、家事育児をし、それでいて保育料は給料の半分以上を占めています。収入は減っているのに金銭的にも精神的にも負担が増えています。

また病後児保育の対応が町ではないため、就業場所の自治体での対応になるが、家からも職場からも遠く利用が難しいため、仕事を休んで対応しなくてはならない。「子育てしやすい町」を謳っている中で、保育園や小児科の数が少なく、病後児保育の場所もないのでは「子育てしやすい」とは言えないのでは・・・。

2.改善案：

全額ではなくても現在の半額、または第2子以降無償化としてほしい。

また病後児保育の対応ができる施設等を設置するなど、子育て世帯の負担を軽減してほしい。

3.改善後の効果：

寒川町周辺の茅ヶ崎市、厚木市、海老名市には首都圏からの移住者が増加している中で、保育料の無償化や子育て世帯への負担が軽減されるような対策があることにより、寒川町への若いファミリー層の移住が増えるのではないかと。

最近 SNS やフィルムコミッションなどでメディアへの露出が増えている中で、企業などからも注目が上がるのではないかと。

回答

<保育料について>

【所管:子育て支援課】

保育料の算定については、9月が切替月となっており、前期の4月～8月までの保育料は前年の市町村民税により算定し、後期の9月～翌年8月までの保育料は当年の市町村民税により算定することになっております。前年中の所得等に基づき算定した市町村民税を採用するため、保育所入所当初は、所得は減っているのに、保育料の負担は減らず、経済的なご負担をお願いする状況となっております。次年度の後期の保育料からは、今の所得が反映された保育料となりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、保育料の軽減については、現状では多子軽減として、就学前児童の2子目は半額、3子目は無料とさせていただいております。

今後、無償化の範囲が広がるか国の動向や近隣自治体の状況などを注視しながら、町としても保育料の軽減等について検討してまいります。

また、病後児保育についても検討し、子育て世帯の負担を少しでも軽減できるような施策を考えてまいります。